

経営管理権集積計画（R 6 第 0 1 号）

森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、
経営管理権集積計画を定める。

令和 7 年 4 月 1 日

經營管理權集積計畫

1 個別事項

整 理 番 号		R 6 第01号		経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 南部町長 佐野 和広					(所在地) 山梨県南巨摩郡南部町富士28505-2				
				経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管 理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備 考			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢										
1	南部町本郷字大福山	9896-1	40	9896-1	山林	0.0610	ヒノキ	55	公告の あった 日から 2030年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、南部町森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払いは行 わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。					
2	南部町本郷字大福山	9896-2	40	9896-2	山林	0.0427	ヒノキ	55										
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南部町本郷字大福山	9896-1	40	9896-1	山林	0.0610	ヒノキ	55					
2	南部町本郷字大福山	9896-2	40	9896-2	山林	0.0427	ヒノキ	55					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　所（同上）　南部町長　佐野　和広

住　所（同上）

R6第1号 位置図



背景: 国土地理院 標準地図 <http://maps.gis.jp/development/ichiran.html>



1:5,000